

**摂取制限指示後の管理の考え方**  
**－野生きのこ（菌根性及び腐生性）－**

野生きのこ（菌根性及び腐生性）の摂取制限指示後の管理については、関係市町村と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

また、これら取組の内容については、県及び市町村のHP等により周知徹底に努める。

**1 摂取制限対策**

野生きのこ（菌根性及び腐生性）の摂取制限が指示された棚倉町、いわき市に加え南相馬市における採取者および広く県民に、棚倉町、いわき市及び南相馬市で産出される野生きのこ（菌根性及び腐生性）の摂取を差し控えるよう周知を行う。